

※ 公認審判員制度

◎ 公認審判員制度に関する早見表

| I. 公認審判員の資格条件 | |
|---------------|---|
| 資格 | 資格条件 |
| マスターレフェリー | 1. 連盟または支部が主催する大会のレフェリーとして、審判に関することを統括して、その責を果たす知識と能力がある。 2. 競技規則および審判の要領に精通し、2級審判員およびジュニア審判員の指導並びに養成を行う能力がある。 3. 1級審判員と認定されており、50才以上の人格・見識に優れた者。 |
| マスターアンパイヤー | 1. 連盟または支部が主催する大会のアンパイヤーとしてその責を果たす能力がある。 2. 2級審判員として認定されており、50才以上の人格見識に優れた者。 |
| 1 級 | 1. 連盟・支部が主催する大会のレフェリーとしての能力がある。 2. 競技規則・審判の要領に精通し、2級審判員およびジュニア審判員の指導及び養成を行う能力がある。 3. 2級審判員としての経験が4年を越える。 |
| 2 級 | 1. 連盟・支部が主催する大会のアンパイヤーとしての能力がある。 2. 認定される日現在で年齢満15才以上である。 |
| ジュニア | 1. 小学生・中学生大会でアンパイヤーとしての能力がある。 2. 認定される日現在で、小学生から中学生である。 |

| II. 資格更新の条件（その前の有効年限から連続しなければならない） | |
|------------------------------------|---|
| 資格 | 資格条件 |
| マスターレフェリー マスターアンパイヤー | 1. 終身の資格であり更新は不要とする。 2. 研修会への参加は本人の意思でもって出来る。 |
| 1 級 | 1. 年間3回以上、連盟・支部が主催する大会のレフェリー・アンパイヤーをつとめること。 2. 連盟が指定する研修会に参加して審査を受け適当と認められること。 |
| 2 級 | 1. 年間3回以上、連盟・支部が主催する大会のアンパイヤーをつとめること。 2. 連盟・支部が指定する研修会に参加して審査を受け適当と認められること。 |

| III. 検定会・研修会の参加・認定・更新の手続きと経費 | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------|----------|--------|---------------------------|-----------------|--------|----------|
| 資格 | 参加・認定・更新の手続きと経費 | | | | | | |
| | 検定会・研修会の参加 | | 認定の申請 | | 更新の申請 | | 連盟本部へ申請者 |
| | 様式 | 料金 | 様式 | 料金 | 様式 | 料金 | |
| マスターレフェリー | — | — | 2 3 | 30,000円 | — | — | 支部長 |
| マスターアンパイヤー | — | — | 2 3 | 20,000円 | — | — | 支部長 |
| 1 級 | 1 | 2,500円以上 | 2 3 | 5,000円 | 3 4 | 3,000円 | 支部長 |
| 2 級 | — | 2,000円以上 | 2 | 3,000円 但し 高校生 2,000 | 4 | 2,000円 | 支部長 |
| ジュニア | — | 2,000円以上 | 5 | 1,000円 | 2級審判員切り替え1,000円 | | 支部長 |

IV. 有効期間

- 公認審判員の資格の有効期間は認定された年度を含む6年である。
なお、ジュニア審判員は中学校を卒業すると同時に2級審判員の切り替え手続きをしなければ資格を喪失する。